

【一般社団法人品質工学会/規程】 規 0019 号

品質工学会学生賞規程

主管 審査表彰部会
2023 年 12 月 14 日 制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 一般社団法人品質工学会審査表彰部会は品質工学会学生賞（以下、学生賞）を設ける。

2. 学生賞は、大学や高等専門学校などの教育機関における品質工学の活動の支援を目的として、品質工学の活用拡大と認知向上に貢献する学生による優秀な研究に対し授賞する。

(対象と授与)

第 2 条 対象は、大学院修士課程（前期博士課程）、大学学部、高等専門学校の学生による研究とする。なお、大学院後期博士課程の学生による研究は対象外とする。

2. 原則として毎年度 1 件以上を授賞する。ただし、授賞にふさわしい研究がない場合は授賞を見送ることがある。

3. 品質工学会の他の賞とは独立とし、重ねての授賞を妨げない。

第 2 章 応募

(応募)

第 3 条 研究の筆頭者である学生本人の自薦もしくは指導教員の推薦により応募のあった研究の中から選定する。

2. 当該の学生については品質工学会員資格の有無を問わない。

3. 指導教員の推薦による応募の場合、当該の指導教員が品質工学会員資格を持つことを応募要件とする。

4. 応募対象となる研究は、当年度 4 月から 3 月までの期間に公表済み、ないしは公表予定の研究であり、品質工学の研究ないしは品質工学を利用した研究とする。具体的には、下記のいずれかの研究を対象とする。

1) 当年度 3 月末までに学校へ提出もしくは提出予定の卒業論文あるいは修士論文。

2) 研究筆頭者が学生本人であり、品質工学会誌ないしは他の専門学会誌に当年度 2 月末までに掲載あるいは掲載予定の論文。

3) 研究筆頭者が学生であり、品質工学会ないしは他の専門学会による研究発表大会や

年次大会にて当年度に発表された研究。なお、原則として大会発表予稿が発行される大会での研究発表を対象とする。

5. 応募者は、審査表彰部会が別途定める学生賞応募用紙に必要事項を記入のうえ、補足資料を添えて品質工学会に提出する。原則として応募書類は返却しない。

第3章 選定と承認

（選定）

第3条 審査は学生賞表彰審査委員会が行い、授賞候補となる応募研究を選定する。

2. 選定基準は、審査表彰部会にて別途定める。

（承認）

第4条 選定結果に基づき審査表彰部会から授賞を発議し、品質工学会理事会の承認をもって決定とする。

第4章 表彰

（表彰）

第6条 受賞者には品質工学会より表彰状および副賞を授賞する。

2. 授賞方法は、受賞者ないしは受賞者の指導教員と相談し決定する。

3. 原則として表彰式は行わない。

第5章 告示

（会告）

第7条 授賞結果を会告として品質工学会誌に掲載する。

第6章 規程の改訂および廃止

（改廃）

第8条 本規程の改廃は、主管組織または品質工学会理事の発議に基づき主管組織が立案し、理事会の承認をもって行われる。

付則

1. 本規程は2023年12月14日より施行する。

付議事項

1. 本規程の運用ならびに改廃を検討するにあたっては、品質工学会学校教育委員会との連絡を密とする。